

平成30年度

予約奨学生（奨学金）申込のしおり



公益財団法人

大阪府育英会
採用貸付課

☎534-0026

大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

TEL 06-6357-6272 (ダイヤル) FAX 06-6358-3053

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

業務時間 平日(9:00~17:30)

ホームページ URL <http://www.fu-ikuei.or.jp>

1

制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、進学前に奨学金貸付を予約する制度です。

2

奨学金の種類

○ 入学時増額奨学資金

高校等(通信制課程を除く)への入学時に必要な経費の支払に充てるため、入学前に貸付する学資

○ 奨学資金

高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払に充てる学資

入学時増額奨学資金の募集は今回限りです。高等学校等への進学に関し、経済的な不安を持たれている方は、今回忘れずにお申込み下さい。

申込手続き後、奨学金が不要となった場合は、貸付を辞退することも可能です。

(申込から貸付手続きまで全体の流れについては、別紙2裏面を参照)

3

貸付額

○ 入学時増額奨学資金

- | | | |
|------------------|------|---------------------|
| (1) 国公立学校に進学する場合 | 5万円 | } の範囲内で希望する額(1万円単位) |
| (2) 私立学校に進学する場合 | 25万円 | |

○ 奨学資金

- (1) 国公立・私立とも 市町村民税所得割額 251,100円未満(年収めやす800万円未満)

「授業料実質負担額※+その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 (1万円単位)

授業料負担が実質無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

※ 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

- (2) 私立のみ 市町村民税所得割額 347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額 (1万円単位) 24万円を上限とします。

授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

また、市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる場合があります。(詳細は、別紙1を参照)

4

申込(貸付)資格

(1) 平成30年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者。

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校
- ② 専修学校(高等課程)(ただし修業年限1年以上の学科)

「通信制課程」の学校及び中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」貸付の対象外です。

(2) 父母等の保護者が大阪府内に住所を有すること。

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は進学を希望する生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。

(3) 平成29年度の市町村民税所得割額(保護者合算)が次のとおりであること。

- | | | |
|-------------|------------|------------------------------|
| ○ 入学時増額奨学資金 | 国公立・私立とも | 154,500円未満 (年収めやす※590万円未満) |
| ○ 奨学資金 | 国公立に進学する場合 | 251,100円未満 (年収めやす※800万円未満) |
| | 私立に進学する場合 | 347,100円未満 (年収めやす※1,000万円未満) |

※年収めやすは、4人世帯の場合の一例です。(実際の額は、家族構成(扶養状況)等により異なります。)

5

申込の手続き

高等学校等への進学に関して、経済的に不安を持たれている場合は先ず申込手続きを行ってください。特に、入学時増額奨学資金の募集は今回限りです。また、申込手続き後に奨学金貸付が不要となった場合は貸付を辞退することも可能です。(申込から貸付手続きまでの流れについては、別紙2裏面を参照)

提出書類

- ① 予約奨学生申込書
- ② 生徒本人名義の通帳のコピー(申込書裏面を参照)
- ③ 保護者の収入に関する証明書(申込書C票、裏面の見本参照(原則、全部事項証明))
※保護者それぞれに市町村民税所得割額がある場合は、2名分の証明書を添付してください。
- ④ 借用人(生徒本人)及び保護者の住民票(原本・発行から3ヶ月以内)
※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。
必ず、別紙の「住民票提出における注意事項」を読んだ上で申込書に添付してください。注意事項に記載の内容が守られていない場合、受付できません。

提出期限

在学(出身)中学校が指定する期日(期限厳守)

【学校提出期限: 10月2日(月)】

提出先

在学(出身)中学校

6

予約採用の決定通知

予約採用(採否)の決定通知は、平成29年12月上旬頃に学校長を通じて、申込者(生徒本人)に行います。なお、採用された方には、予約奨学生採用通知書(生徒あて)を学校長を通じて交付します。

7

貸付手続き書類の送付

貸付手続き書類は、平成30年1月下旬から2月上旬に学校長を通じて、申込者(生徒本人)に交付します。
※貸付手続き書類は、申込者の住所ではなく学校に送付しますので、上記時期には注意して下さい。

8

貸付手続き

奨学金(入学時増額奨学資金・奨学資金)の貸付を受けるには、次の手続きが必要です。提出期間内に手続きされない場合は、辞退されたものとみなします。(貸付を受けることができません。)

「入学時増額奨学資金」と「奨学資金」の両方の貸付を希望される方は、それぞれの手続きが必要です。どちらかの手続きにより、両方の貸付が受けられるものではありませんので、ご注意ください。

○ 入学時増額奨学資金

(1) 提出先

公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課

〒534-0026 大阪府都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

直接持参又は特定記録郵便・書留等で送付してください。(提出期間内必着)

確実に大阪府育英会に届くよう、普通郵便やメール便による送付は避けてください。

(2) 提出期間

入学する学校が確定した次の期間内

※入学後の貸付はできません。必ず提出期間内に貸付手続きをしてください。

申込区分*	提出期間
専願(私立)	平成30年2月 2日(金)から平成30年2月16日(金)まで(必着)
併願・国公立	平成30年3月 1日(木)から平成30年3月28日(水)まで(必着)

* 申込区分は、12月中旬までに学校に申し出ている志願方法により決定します。

申込区分によって提出期間が異なりますので、志願方法が変更となった場合は学校に申出が必要です。

(3) 提出書類

① 入学時増額奨学資金借用証書(「7 貸付手続書類の送付」に記載の時期に予約採用者へ送付)

② 連帯保証人(父母等)の印鑑登録証明書(原本・発行から3ヶ月以内)

現住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、特別な事情を記載した理由書の添付が必要です。

③ 合格通知書(コピー可)又は合格証明書(コピー可)

※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入し、それぞれ別印で捺印してください。

借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。

(4) 注意事項

入学時増額奨学資金のみ手続きした者は、入学後の4月末日までに在学証明書(コピー可)を大阪府育英会に提出してください。なお、生徒手帳のコピー等では受付できません。

借用証書に記載の入学予定学校に進学していない場合、貸付金を一括して返還していただくことがあります。

○ 奨学資金

(1) 提出先

進学先高等学校等

(2) 提出期限

平成30年4月上旬(提出は進学後です。)

(3) 提出書類

① 進学届

② 奨学資金借用証書(本人の自署、捺印)

③ 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本・発行から3ヶ月以内)

}(「7 貸付手続書類の送付」に記載の時期に
予約採用者へ送付)

現住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、特別な事情を記載した理由書の添付が必要です。

※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入し、それぞれ別印で捺印してください。

借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。

9

貸付時期

○ 入学時増額奨学資金

入学する学校が確定した後、高校等に入学する前に貸付します。

※提出期間内(「8 貸付手続き(2)」参照)に提出された借用証書等の書類を審査し、「概ね1週間以内」に振込手続きを行います。

○ 奨学資金

高校等在学中、表のとおり貸付します。

第1回	第2回※	第3回※
5月下旬	10月中旬	1月下旬

※ 貸付額によっては、第2回・第3回の貸付があります。(貸付額が10万円の場合は、第1回のみ貸付となります。)

貸付期間は、進学した学校の最短修業期間の終期までです。

- (1) 毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (2) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)する場合があります。また、所得状況の確認の結果、超過貸付が生じた場合は、返還していただきます。
- (3) 奨学資金貸付額(年額)は、就学支援金等の額に変更が生じた場合に調整することができます。なお、就学支援金等の額の変更により超過貸付が生じた場合は、返還していただきます。
- (4) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。

貸付決定後の届出

入学後、休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更(異動)があったときは、学校を通じて大阪府育英会へ届け出てください。

異動の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。

貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て提出いただきます。

奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。

返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経ってから、定められた返還金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座より振替で返還していただきます。
※退学等の卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出し貸付が終了する場合は、その年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は、翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 原則、月賦により返還していただきます。返還月額等は、貸付総額等により異なります。
(別紙2の「奨学金の返還例」を参照してください。)
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対し滞納期間に応じ年率14.6%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

注意事項

- (1) 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合でも返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込については、次の在留資格が必要となります。
在留資格: 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。
なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。
- (5) 就学支援金等の制度内容に変更が生じる場合は、当会奨学金貸付制度についてもあわせて変更となる場合があります。

【申込から貸付手続きまでの流れ】

申込者		しおりの 見出し番号
9月初旬～10月上旬	申込手続き	5
学校の指定する期日までに 予約奨学生申込書を提出		
12月上旬	採否通知	6
1月下旬	貸付手続き書類 到着	7
貸付手続き書類 <入学時増額奨学資金 関係書類> ・奨学金借用証書 (入学時増額奨学資金) <奨学資金関係書類> ・進学届 ・奨学資金借用証書		
2月上旬～3月下旬	進学先決定	8
専願(私立)は平成30年2月2日～2月16日までに 併願・国公立は平成30年3月1日～3月28日までに 奨学金借用証書を提出 (入学時増額奨学資金) ※提出がない場合は、辞退となり、貸付されません。		
4月上旬	入学	
平成30年4月上旬までに 進学届、奨学資金借用証書を提出 ※提出がない場合は、辞退となり、貸付されません。		
4月下旬	在学証明書 提出	
平成30年4月末日までに 在学証明書を提出		

中学校

進学先学校

大阪府育英会

奨学金の返還例

- (1) 入学時増額奨学資金のみ「5万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
4,000円	48,000円	1年1ヶ月

- (2) 入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
4,000円	48,000円	5年3ヶ月

- (3) 奨学資金のみ「30万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
8,000円	96,000円	3年2ヶ月
借入総額が144万円以下の場合、上記の返還月(年)額と同じです。 これを超える借入総額の場合は、大阪府育英会までお問い合わせください。		

- (4) 入学時増額奨学資金「5万円」と奨学資金「30万円」を併用して、「総額35万円」を借りた場合

返還月額	定期増額型 ※	返還年額	返還期間
10,000円	8,000円	120,000円	2年11ヶ月
	20,000円		

※ 上段:通常時返還月額
下段:増額時返還月額 (年2回(6月・12月)加算後)

- (5) 入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」を併用して、「総額55万円」を借りた場合

返還月額	定期増額型 ※	返還年額	返還期間
10, 000円	8, 000円	120, 000円	4年7ヶ月
	20, 000円		
借入総額が180万円以下の場合、上記の返還月(年)額等と同じです。 これを超える借入総額の場合は、大阪府育英会までお問い合わせください。			

※ 上段:通常時返還月額
下段:増額時返還月額 (年2回(6月・12月)加算後)